

法務局への主たる事務所移転登記(同一登記所内)の申請

組合は、定款を変更し又は定款の変更を必要とせず（定款で主たる事務所の所在地を最小行政区画に定め、その範囲内で主たる事務所を移転するとき。）に、理事会の決議により主たる事務所を移転することができる。

主たる事務所の移転は、他の登記所の管轄区域内に移転する場合と、同一の登記所の管轄区域内で移転する場合とがある。

組合が主たる事務所を同一の登記所の管轄区域内で移転したときは、2週間以内に単に主たる事務所移転による変更の登記をすれば足りる（組合法85、団体法5の23V、54）。

1．変更期限 定款変更に関する行政庁の認可書が組合に到達した日から2週間以内

2．作成部数 1部（法務局）

3．提出書類（A4サイズ）

（1）総会議事録（原本または原本証明した写し）

（2）定款変更の認可書

（3）理事会議事録（原本または原本証明した写し）

（4）委任状（代表理事本人以外の人が申請する場合）

4．作成上の注意点

様式集ダウンロードページの「作成上の注意点」を参照のこと

5．根拠法

中小企業等協同組合法（第85条第2項）

（事務所の移転の登記）

第85条

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

6．罰則その他

この法律に定める登記を怠ったとき、組合の発起人、役員又は清算人は、20万円以下の過料に処する。（中小企業等協同組合法第115条第2号）